

令和3年1月21日（木曜日）

南三陸町議会全員協議会会議録

南三陸町議会全員協議会会議録

令和3年1月21日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

総務課長

高橋一清君

総務課長補佐
兼総務課法令係長

岩淵武久君

事務局職員出席者

事務局 長

男 澤 知 樹

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

小 野 寛 和

期日 令和3年1月21日（木）

場所 南三陸町役場3階会議室

次 第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 事件 議会の委任による専決処分事項について
- 4 その他
- 5 閉会

午前10時20分 開会

○議長（三浦清人君） それでは、時間でありますのでただいまより南三陸町議会全員協議会を開会いたします。

本会議に引き続き全員協議会であります。よろしくお願いいたします。

本日の全員協議会は、町長より議会の委任による専決処分事項の指定について検討いただきたい旨の依頼があったことから、開催するものであります。

本日の会議の進め方ですが、事務局及び当局の説明後、各議員からの質疑を受けたいと思います。なお、本日は説明及び質疑までとし、後日各項目ごとに協議の上、決定したいと思います。このように進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、早速、会議に入りたいと思います。

議会の委任による専決処分事項について説明をお願いいたします。最初に、事務局長。

○事務局長（男澤知樹君） それでは、私からまず専決処分についてということで、参考資料ということでA4の1枚物のぺら紙で配付いたしておりますので、これにつきましてまず説明をさせていただきます。

地方自治法に規定されている長、町長の専決処分に関する条文でございます。179条と180条の2通りがございます。まず、179条を読ませていただきます。座って説明させていただきます。

第179条、長の専決処分。普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の規定によってなお会議を開くことができないとき、そしてアンダーライン引いておりますけれども、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるとき、また、議会において議決すべき事件を議決しないときは、その議決すべき事件を処分、専決処分することができるというのが、179条の条文規定でございます。

下でございます。第180条、議会の委任による専決処分。普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができるという2通りが、自治法には規定されてございます。

179条の部分でございますが、アンダーラインを引いた部分、議会を招集する時間的余裕が明らかでないとき、町長は議決すべき事件を専決処分できるという規定が179条でございます。

もう一つ、180条の規定は議会の権限の規定、これは議会の権限、この権限とは議決権を含む権限と解せます。この権限に属する軽易な事項で議決により特に指定したものについては、議決された後において町長はこれを専決処分することができるという規定でございます。似て非なるものというところでございます。

当町におきましては、これまでの間179条の議会を招集する時間的余裕がないことを根拠規定といたします日切れ扱いの法改正に伴う税条例の改正や、解散総選挙執行経費を盛り込んだ補正予算などが、これまでも専決処分されておりますことは、皆様御承知のところでございます。

しかしながら、通年会期制を導入した後においては、議員改選後以外の時期に町長が議会を招集することはありません。時間的余裕がないことを理由とした専決処分は、基本的にできなくなるということでございます。今月15日付で当局から議長宛てに文書により依頼がなされた件につきましては、180条の条文を根拠としたものでございます。当局において、今後行政事務を執行していくに当たり、資料の2ページに列記した事項について、議会において軽易な事項と判断していただけるのであれば、より効率的な事務執行が期待されるということから、長において議長に依頼がなされたものと伺っております。

参考までに、この専決処分事項の指定についての議会への提案権は、町長にはございません。議会に専属しているものでございます。

簡単ではございますが、まず条文等の説明とさせていただきます。私からは以上でございます。

○議長（三浦清人君） 専決処分の179条、180条、局長から説明がありましたが、御理解いただけましたか。まず、その御理解をしていただいた上でないと、執行部からの説明を聞いても。もしほら、179条、180条、局長の説明について何か伺いたいことがあれば伺ってください。よろしいですか。

じゃあ、執行部から説明を受けて、また思い出したというか、また局長への質問を受けたいと思います。では、総務課長、説明をお願いします。

○総務課長（高橋一清君） おはようございます。それでは、よろしくお願い申し上げます。

1月15日付で、町長から議長に対しましてお願いしております議会の委任による専決処分事項の指定についてに関しまして、その依頼文の別紙資料地方自治法第180条第1項に定める指定の検討をお願いする事項というペーパーを、2ページになりますけれども。

○議長（三浦清人君） 総務課長、座ってよろしいです。

○総務課長（高橋一清君）　　そうですか、じゃあ失礼いたします。

２ページに添付させていただいております資料を御覧いただきたいと思います。先立って、ただいま議会事務局長から御説明をいただきました179条、180条の地方自治法に基づいて議会で議決を要すると区分されている中から、いわゆる軽易な事項として専決権をお認めいただければという観点から、御検討をお願いする事項をまとめさせていただいたものでございます。

それでは内容についてでございます。

まず1番の地方自治法第96条第1項第1号関連。地方自治法96条においては、議会の議決を要する事項について細かく規定されてございますが、その1号関連ということでございます。地方公共団体の議会の議決事件を定めるこの96条第1項その1号においては、条例を設け、または改廃することと定められております。

資料の1、1つ目におきましては、条例の根拠に当たる法令に改廃があった場合において、当該条例を改廃することについて専決し得る事項としての規定をお願いするものであります。条例の改廃を、引用条項等に関し整理するためのものと限定しておりますとおり、いわゆる条ずれとかあるいは文言の変更といったものへの対応として行うものについては、専決事項として御検討をお願いさせていただきたいと思います。

点2つ目のところですが、日切れ扱いの地方税法等の改正に伴い関係する条例について必要な改正を行うことについてであります。例年、年度末、3月31日付で税法改正がなされ、その関係法令が公布される場所であり、当該関係法の施行期日が公布の日の翌日、4月1日となることも通常といったことから、これまで地方自治法179条第1項の議会を招集する時間的余裕がないといった整理により、関係条例の改正を専決処分としてまいりましたところであり、今後におきましても、国における同様の対応が想定されますことから、専決事項として御検討を願うものでございます。なお、地方税法等としておりますのは、地方税法本体の一部改正に合わせ、地方税法の一部を改正する法律がさらに改正されるといったことも通常でありますことから、そういった関係諸法の改正も含め、特に等を付しているものでございます。

続きまして、資料2番、地方自治法96条第1項第2号の関連について申し上げます。

地方自治法96条第1項第2号におきましては、予算を定めることについて議決事件とされております。資料2では解散、欠員等の事由に基づく選挙費の歳入歳出予算の補正について、専決し得る事項としての指定をお願いするものでございます。現実に想定されるものとし

しては、衆議院の解散に伴う総選挙の執行でありまして、解散の日から40日以内の日が選挙期日となります関係上、選挙管理委員会の緊急招集に要する諸費用と経費等も含め、係る歳入歳出予算の補正について、専決事項として御検討をお願いするものであります。

次に、資料の3、地方自治法第96条第1項第5号の関連について申し上げます。地方自治法の96条第1項第5号におきましては、条例で定める契約を締結することについて議決要件とされております。

本町では、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例がこの条例に当たり、その第2条において対象となる契約が定められております。具体には予定価格が5,000万円以上の工事、製造の請負に関し議会の議決を得ることとされております。資料の3では、その条例に基づき既に議決を得た工事請負契約等について、契約金額の5%以内かつ500万円以内の増減にとどまる変更契約の締結については、専決事項として御検討をお願いするものでございます。

具体例として申し上げますと、当初議決をいただいた契約の金額が1億円であると仮定した場合においてはその5%、この場合はちょうどその500万円の変更について専決とさせていただくというものでございます。これが、仮に当初の契約金額が2億円であった場合においては、5%に当たる金額は500万円を超えますから、この場合においては500万円を上限とし、結果的には2.5%までの範囲内に限って専決処分とさせていただく内容となっております。また、仮に当初の契約金額が6,000万円である場合においては、5%に当たる金額は300万円ということでありますから、結果300万円までの範囲に限って専決処分とさせていただきたい、そういった内容となっております。

次に、資料4番、地方自治法96条第1項第8号の関連でございます。地方自治法の96条第1項第8号におきましては、条例で定める財産の取得または処分に関することについて議決権とされております。

本町では、先ほど申し上げました南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例がこの条例に当たり、その第3条によって対象となるものが定められております。具体には、予定価格700万円以上の不動産、動産の買い入れに関し、議会の議決を得ることとされておるものでございます。資料の4では、その条例に基づき、既に議決を得た財産の取得について、取得価格の5%以内での増減において当該財産を取得する場合には、専決事項として御検討をお願いするものでございます。

次に、資料の5番、地方自治法第96条第1項12号及び13号関連について申し上げます。12号

は、96条第1項その12号におきましては、地方公共団体が当事者である訴えの提起に関する
こと、13号においては、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて議決事
件とされております。資料5番1つ目におきましては、60万円以下の金銭の支払いを求める
場合における訴えの提起と和解について、専決し得る事項としての指定をお願いするもので
あります。60万円といった金額の考え方につきましては、いわゆる少額訴訟の限度額が60万
円となっておりますことから、これを参考として設定するものでございます。

2つ目は町が責任を負う損害賠償のうち、1件100万円を超えない範囲のものに限り専決事
項として御検討をお願いするものでございます。具体といたしましては、公用車による事故
あるいは町道の管理に瑕疵があったことによる自動車等に損傷を与えた場合などを想定する
ものであります。100万円という金額の考え方につきましては、例えば自動車事故であれば物
損や軽微な人身事故程度の場合として、これまでの事例も参考に設定をさせていただく金額
でございます。

資料の5では、これらの2点に関し専決事項として御検討を願うものでございます。

次に、資料の6番地方自治法290条関連について申し上げます。資料の6に記載の内容、1
つ目と2つ目について併せて御説明いたしますが、本町が構成団体であります一部事務組合、
その構成する地方公共団体の数の増減、処理する事務の変更及び当該一部事務組合の規約の
変更並びに財産処分について、専決事項として検討をお願いするものでございます。これら
事項につきましては、関係地方公共団体の協議により定めることとされており、その協議に
ついては地方公共団体の議会の議決を得なければならないとされてございます。一部事務組
合にあってはその構成団体、当然に本町に限らず複数の地方公共団体となりますことから、
いち早く協議の成立等に資するべく、今般専決事項に含めて御検討いただきたいというこ
とでございます。

最後に、資料の7番地方自治法291条の11関連について申し上げます。

この資料7に記載の内容につきましては、ただいま申し上げました資料6の一部事務組合と
同じ趣旨によるものでございますのでよろしく御検討をいただきたいと思えます。

以上、資料に基づき大きく7つの事項について説明をさせていただきましたので、どうぞよ
ろしく御検討のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。後藤議員。座った
ままでよろしいです。

○5番（後藤伸太郎君） 今日、質疑までということでしたので、分からないところ含めて何

点か、5点ぐらいになっちゃうかもしれませんが、お聞きしたいと思います。

1つ目です。第1号関連ですけれども、条例の改正、最初のほうですね、上位法というか、条例の根拠になる元の法律が変わったので、条ずれとか文言の整理とかは専決でやってもいいんじゃないかというお話だったんですけれども、線引きといいますか、これは軽易な文言の整理だよ、これは内容も変わっているよねって線引きを、誰がどこするのかというのが見えないというか、難しいのかなと思ひまして、私の記憶では、私の感覚だと今まで条ずれ関係も含めて、全部議会議決案件にしてきたと思うんですよ。なので、今までどうだったかということをお伺いしたいのと、その線引きといいますか、これは軽易な条ずれだねというのがどうしようかと、どういうふうにするつもりなのかというのを聞きたいなと。それが1点目です。

2点目は、3番目と4番目に5%とか500万円以内というのが出てくるんですけれども、これの根拠といいますか、ここから5%以内だったら軽易だよと判断する根拠というか、それが欲しいと思うので、そのあたりどんなふうを考えているのかなというところですね。

それと、4番目の話で財産の取得及び処分に関する条例というか、議決案件についてということだったんですけれども、専決処分の検討するのは5%以内の取得に関するところだけでいいってことですかね。処分に関しては、専決一切しないということでもいいのか。そこを確認したいです。

それから、5番目ですけれども、すみません、ちょっと長くなって。訴えの提起及び和解のほうは分かったんですけれども、その下、損害賠償についてなんですけれども、100万円というところにいろいろ是非はあると思うんですが、金額だけで分けるのかというところを確認したい。要は、事故があったときに物損で済んだ話。それとも人身、誰かにけがをさせたかという話になったら、人身だったけれども、100万円を下回っているからこれは専決でいいねという話になっちゃうと、ちょっと感覚的にどうなのかなと思ひましたので、そういった人身と物損という分け方は可能なかどうかですね。そこだけ聞きたいと思ひます。

最後、一部事務組合と広域連合なんですけれども、ほかの自治体の関わりもあるから、速やかに議決すべきというお話だと思ひたんですが、すみません、具体的に一部事務組合と広域連合を、今南三陸町で組織しているというか、そういった関連団体を聞きたいなと思ひたので、確認させてください。以上です。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議員の御質問の中の数値的な部分についての、何ていいますか、根

拠という部分は少し難しいところがありまして、全体的に今回の専決をお願いするに当たっての当局としての項目などの洗い出しについては、他の自治体などの議会として公務の関係性というところもありますので、そういった他の自治体などを参考にさせていただきつつ、出してきている項目立てとなっておりますので、その点あらかじめ申し上げながら進めさせていただきたいと思います。

まず、1つ目の条ずれとか、いわゆる法令に伴って引用している条例の改正における条ずれなどの機械的なものと、それ以外の項目がもし入った場合などもあり得ることから、どの辺で判断していくかということではありますが、やはり機械的な作業といえますか、物理的にずれたものをただ直すだけで、意味が、法律が持つあるいは条例の持つ意味が変わる部分が含まれる場合については、やはり議会に当然ながらお諮りして意味の違いを御説明しながら議決をしていくというのが筋だと思いますので、ここでは機械的に作業として出てくる程度のもと考えております。ですので、条ずれがあれば全部専決では全くございませんので、御理解いただきたいと思います。

2つ目の3番、4番の5%の基準の考え方ですが、まさしく他の事例を参考にしております、この程度であればいわゆる軽微な変更という常識といえますか、良識的な扱いにされているのかなということで御提案させて、御提案といえますか、お願いをさせていただいておりますので、御検討をいただければと思っております。

4番、取得だけかという御質問、こちらは記載のとおり取得に限定して専決ということで、御検討をお願いさせていただきたいと思います。

4つ目の御質問、金額だけで分けているのかということでございますが、こちらも他の市町村の事例を参考にさせていただいております、金額のみで分けさせていただくことで御検討をお願いしたいと思います。

5つ目、一部事務組合についてということで関連する団体がほかにどれぐらいあるかということですが、一部事務組合においては4団体ございます。気仙沼本吉地域広域行政事務組合のほかに、宮城県市町村非常勤消防団団員補償報償組合、3つ目は宮城県市町村職員退職手当組合、4つ目が宮城県市町村自治振興センターの4つの組合に所属しております。広域連合については宮城県後期高齢者広域連合ということで、1つの組織に所属してございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） はい。

○5番（後藤伸太郎君） 2つだけ、1点目なんですけれども、条ずれ変更について。今までは

機械的な作業であっても議決案件になっていたと思うんですけども、その認識で間違いな
いですか。分かりました。それで、今後はそこは専決でもどうでしょうかという、検討をお
願ひしているということで、分かりました。

もう1つは、処分について確認なんですけれども、財産を処分しようとする場合に議決をし
たけれども、後々金額変更することになった場合に1%、ほんのちょっとの変更だけれど、
それは議決案件にするということの認識でいいですか。どういうことなんです。そこだけ。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 処分について含めておりませんので、意味合いとしては議員おっし
ゃるとおりの考え方でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。及川議員。

○7番（及川幸子君） 私からは、ただいまの1つ目の条ずれの関係なんですけれども、国県に
準拠するものは、確かにそういう条ずれのことで議会に提案するというのは、そのこと1件
に対してはあるのかな、無理があるのかなと思いがします。

ただ、それを町の条例、いろんなものにもそれと同じような考えで専決ということ、幅広
くだんだん使っているうちに、なっていられる懸念があるわけです。だから、今までは議会
にも条ずれであっても出してきた。だから、今までどおりでいいんでないかと思うのと、そ
れ以外については非常にどれも大事なことで、この180条の中で議会の権限に属する軽易な事
項とありますけれども、軽易なものというのはおのおのこの16人の人たちで考えが皆違うと
思うんです。ですから、ここに自分的に言えばこの金額的なものを500万円という、え、多
いなと私は思うんですけども、これで少ないんじゃないかと思う人もあっても、当然だと
思うんです。だから、議会で議論するということが大事でなかろうかなと思うんです。（「賛
成か反対かということではなくて」の声あり）そのあれは、数字的なもの1件、例えば5番で
あれば1件100万円、先ほども同僚議員から話されていますけれども、非常に金額というもの
も大事な要素だと思うんです。先ほどの説明ですと、100万円を超えない範囲が軽易なことと
おっしゃいましたがけれども、基準、先ほどは非常に難しいという話があったんですけども、
この辺と、それから町、どこの町か知らないんですけども、市町村にも問合せたとあり
ますけれども、それはどこの市町村なのか。なぜこれを聞くかという、前、私は議案の関
係で他町村、管内近場の町村を聞いたとき、みんなうちのほうとやり方が違っていたとい
うことも、隣接町村には聞くべきでないかということも話したけれども、それはしなかったと
いうことを、今回ここではそういう説明、いろんな町村の話聞いたということですので、

どこの市町村から聞いてこういう専決の案を、たたき台をつくったのか。その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 今日、この案をいいか悪いかということではないということ、冒頭申し上げました。説明に対しての分からないことがあったら聞いて、まずもって内容を納得してもらいたいということが一番の目的であります。

それから、ただいまの執行部が数字は県内の町村を参考にした、金額とかパーセントね。それにつきましては、今日でなく後日、各町村の内容、お示ししたいと思います。お示しいたします。実際にパーセント、5%、3%あります。それから、全然やっていない町村もあります。それらを全て後日の会議のときに皆さんにお示しをいたします。

今、説明をもらった中での確認と申しますか、分からないことがあったらお聞きしていただいて、今日はそれだけにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。星議員。

○11番（星 喜美男君） 6番の一部事務組合についてなんですけれども、例えば気仙沼本吉広域事務組合、例にとりまして、財産の処分等に関してどっちが最初になりますか。町の議決の前に事務組合が最初に議決されると私は記憶しているんですけれども、その辺どっちが最初になりますか。

○総務課長（高橋一清君） 組合との時間的な順番が確定的なものなのかどうか、明確でないところがあるんですけれども、それぞれに議会が構成されておりますので、順番はともかくその議会において議決がないと、いわゆる事が進まないという形の、今論理になっているんだと思います。したがって、構成の自治体それぞれにおいても議決がないと駄目ですし、そのほかに広域行政事務組合本体での議決という三者合意と申しますか、手続的に存在する状況ではないかと。したがって、広域が仮に議決をしたとしても構成団体が……（「それは分かるんですけども、当然なんだけども」の声あり）すみません。

○11番（星 喜美男君） たしか、この前もらった何だ、あれは出資金みたいなのがあったんですけれども、あれは広域事務組合が最初に提案されてそこで議決して市町村に来て議決をしたという経緯があるんですけれども、基本はそれだけの時間があって議会に提出、提案するいとまがないとは言えるのかなと。その辺の確認をしたかっただけなんですけれども、分かりました。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。

○総務課長（高橋一清君） 御質問からすればおっしゃるとおりかもしれません。近い場合にはという意味で書いておりますので、タイミングがですね。（「多分、広域組合が最初ですよ

ね、提案になるのはね、分かりました」の声あり)

○議長（三浦清人君） ほかに。なければ、私からもお聞きしたいことがあります。

まず、4番なのですが、財産の取得すると5%以内ということなのですが。財産というものの執行部の考え方、例えば車とか、動産出たと思うんですが、不動産になった場合、面積というものはここでは明示になっていないのですが。それが第1点です。

2つ目は6番と7番、共通するんですが、財産の処分に関する、変更に関する、処分に関する、金額が明示されていないんですね。これだけだと1,000万円も1億円もいいんだみたいな、捉えられると、取れるんですね、この文言だと。そうすると軽易なものになるかどうかなんです。

局長、この処分とか取得に関して、判例がありましたね、裁判を起こされて、その判例を、持っていますか。それを参考までに皆さんに説明していただきたいと思います。

○事務局長（男澤知樹君） それでは、まず判例の前に、自治法の逐条解説という本があるんですけども、その中に軽易な判定は誰が行うのかということではありますが、これは議会が行うものである。ただし、客観的にも軽易でなければならない。要は、指定の内容が。指定の内容が客観的にも軽易なものでなければならないと記載されております。本件、財産の処分に関することを例に挙げれば、例えば10万円の物品の広域組合の物品の処分も財産の処分だし、建物、数億円の建物も財産の処分ということで、金額なりを明示をしない専決処分を仮にした場合、この軽易の認定基準ができない指定は、極論を言うと無効とされた判例がございます。

これは、財産の処分ではないんですけども、要は東京高裁での判例でございますが、裁判を自治体が起こされた、それに対して反訴するという場合は、東京都ですけども、東京都は議会の議決、本来要るんですけども、要らないですよという指定を都議会がしたんですね。反訴する場合は、内容のいかんにかかわらず専決処分できますよ、していいですよ、東京都さんということで、都議会は議決した内容について要件を定めなくて、反訴は全部いいですよとした東京都議会の決定は無効と言わざるを得ない、要は範囲を限定していないから、どういう内容について応訴できると指定していない指定は、無効だよというのが出ています。

それを類推いたしますと、一部事務組合の財産の処分に関することだけを専決処分するということは、適当な議決、指定議決なのかというと、非常に疑義があるのかなと。やはり一定程度の金額なり要件を定めて、議会として専決処分の指定を行う、こういう場合において財産処分ができますよという具体なり、金額を明示するということが適当なのではないかと、

逐条解説を読んだ限りにおいて思われます。

以上であります。

○議長（三浦清人君）　ということで、金額ですね。要は、我々日本、法治国家であって、我々法律に基づいて議会というのは運営していかなきゃならないし、判断材料は最高裁なり高裁なりの判例が一番の基本になるわけでありますから、今言ったのはこのように金額を明示しないで専決処分だからいいよと言った議会が、当局は、では1億円でも何億円でもやれるという解釈でもってやってしまった、それを訴えられたわけだ。ところが、高裁の、最高裁まで行かなくて、高裁の判例はそれは無効だという決定が下されたという説明なんですから、その辺、これはやはり我々としてはその話を聞いた以上は、ただ全てを処分していいですよ、専決処分オーケーというわけにはいかないところなんです。まずもって、6と7は私が言ったことです。

それから、4番の面積も同じことなんです。土地の面積。うたっていない。物品であれば、動産であればいいんですが、不動産の場合はどうなのかなということになるんです。そこはどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（高橋一清君）　財産の考えの部分ですけれども、想定しておりますのは不動産は含んでおりませんで、車両とかそういったものを想定しております。したがって、動産という考え方で出させていただきます。（「であれば、ここに動産と」の声あり）そうですね、確認といたしますか、入れ込んで出させていただきますと思います。

それと、いわゆる金額が入っていない部分ということですが、実は想定しましたのは消費税なんです。社会情勢の変化によってその、どうしてもということが出てきたときに、例えば消防ポンプ車を1台買うあるいは屯所1つ建てるみたいなときに、変更が、改正の数%出てくるものですから、それらが一律になりますので、広範になるということから、専決事項としてお願いするにふさわしいかなと思ったんですけれども、したがって金額的には5%とすれば100万円に対して5万円、1,000万円に対して50万円という感じでの範囲ですが、やはり青天井なのかなと言われますと、そこにはやはり合理性が必要かもしれません。だと思いますので、一定の金額を加えて御検討をお願いするということでもよろしければ、なおこちらでもう一度具体的に数字を検討させていただいて、お願いしたいなと思います。

○議長（三浦清人君）　ほかに。誰か聞きたいことがあれば。

なければ、高橋議員ありますか。

○10番（高橋兼次君）　6番、7番ですけれども、あまり経験がないもので一部事務組合、広域

の場において、財産処分はどのようにうたっているんですか。その辺分からないので。分からない。組合そのものが財産処分に関連してどのようにうたっているのか、どのように条例議案定めているのかなど。ええ、それ分からなければ。

○議長（三浦清人君） 今野議員。マイク近づけて大きな声で。

○9番（今野雄紀君） 私も1点だけ。3番、4番の5%という根拠と言ったら変なんですけれども、どこから出ているのか。次回は4つの自治体もあるということなんですけれども、当町においての5%というのを伺っておきたいと思います。

○総務課長（高橋一清君） 先ほど申しあげましたように、いろいろありますので、他の自治体の事例が、その中から5%を選ばせていただいたということでありまして、議会の中であと御審議いただくところで、もし線が変わればそれはそれでというつもりであります。

○議長（三浦清人君） 執行部でまたさらに検討していただいて、これを訂正するなり追加するなりして出してもらえればいいのかと思いますし、そのほういいんでないの。スムーズに進める上でね。いろいろな御意見出たから。そういうことで今日のところ、よろしいですかね、皆さん。じゃあ、そういうことで終わりたいと思います。

じゃあ、執行部の方々には退席をしていただきます。

それでは、その他として何か皆さんからありますか。その他としてあれば、後藤議員。

○5番（後藤伸太郎君） すみません、広報委員会からお知らせといいますが、皆さんに御案内をさせていただければと思います。お手元に議会だよりのカラーのものが資料としてお渡しさせていただいたんですが、本来ですと定例会終わった後に起こった内容というのは、次の発行号になってしまうんですけれども、先ほど本会議でコロナに対する決議、これはなるべく早く町民の皆さんにお知らせすべきだろうということで、今回の議会だよりに載せていこうということになっておりました。紙面の関係等、いろいろ協議した結果、本体に載せるのではなくて、1枚別刷りでお知らせ版ということで作らせていただいて、2月1日の区長配布で全戸に配布させていただこうと委員会で決定しまして、議長ともお話しさせていただいて、いいんじゃないかということになりましたので、あらかじめ皆さんにお知らせする意味で、これは本物じゃないというか、もうちょっと立派に印刷されるんですけれども、こういうものが配布されますので、御承知おきいただければと思います。よろしく願います。

○議長（三浦清人君） そのほかに、皆さんから何かありますか。局長何か。

○事務局長（男澤知樹君） 日を改めてもう1回ということでございました。もう1回の時期で

ございますけれども、来週1月28日に公選法の一部改正に関する全員協議会をこの場所で午前10時からやると。それに引き続き、今日の引き続きのこの場でということで、議長と内々にお話はさせていただいておりますことを、あらかじめお伝えさせていただきます。

あと、すみません、ちょっと話がずれちゃうんですけども、先ほど、私2月6日に名誉町民のお別れ会と申しましたが、会場について申し上げておりませんでした。会場はベイサイドアリーナを予定しているということでございますので、お伝えを重ねてさせていただきます。

あと、すみません、私先ほどの説明、雑で、応訴事件に関することということでお話ししましたが、東京都の東京高裁の判例は平成13年8月に出ています。応訴事件に係る和解の全てを執行部において専決処分していいですよという指定を都議会がしていたんですけども、そのあまりにもざっくり過ぎる指定は、180条の軽易な事項でという限定しているのに反するから、これは無効ですよというのが判例の趣旨でございました。それを類推してということでございますので、重ねて説明させていただきます。

以上であります。

○議長（三浦清人君） それから、先ほど名誉町民のお別れ会の話がありました。通常、葬儀の場合お悔やみということがありますが、葬儀とお別れ会の解釈の仕方、これは公職選挙法なんですけどね。葬儀の場合は、個人が直接行って線香立てる場合には香典は違法ではないという解釈。秘書を使ったり誰かを使うと違法だと。しかし、お別れ会、告別式とかではないのに対して、個人が持っていった場合に、非常に微妙なところがあるんじゃないかなという解釈をいたしております。それだからって、空つらで行って拝むのもなと思ってみたり。通常であれば議員会でということなただけけれども、議員会というのが我々個人個人が出すものなので、これも抵触するおそれがあるということです。

先ほど、局長ともお話しさせてもらったんですが、議長交際費として議会から公費として出して、個々には使わないというやり方もあるんじゃないかなという思いがしております。この件につきましては、来月のことですから、選挙法をよく調べて、せっかくいいこととして駄目になったんではまずいから、選挙も今年あるものですから、それを皆さんに検討した上でお知らせしたいと思います。

以上です。

なければ、以上で、全員協議会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時15分 閉会